

## 第3回 福岡空港技術検討委員会

ターミナル施設のゾーニングと用地拡張規模の検討

平成22年7月7日

## 1. 検討の進め方

滑走路増設に伴い必要となる施設配置計画（施設規模・ゾーニング計画及び拡張用地規模）は、次のとおり検討を行った。

### ① 抵触物件の把握

滑走路増設に伴い必要となる平行誘導路上を走行する航空機の安全運航を確保するため、航空機の翼端からのクリアランスに抵触する物件を把握した。

### ② 必要施設規模の把握

上記①の検討の結果、現在の位置から移設が必要な施設について、必要な施設規模及び用地規模を把握した。

### ③ ゾーニング計画の検討

上記②の検討結果を踏まえ、ゾーニング計画の検討を行った。検討に当たっては、次の点に留意した。

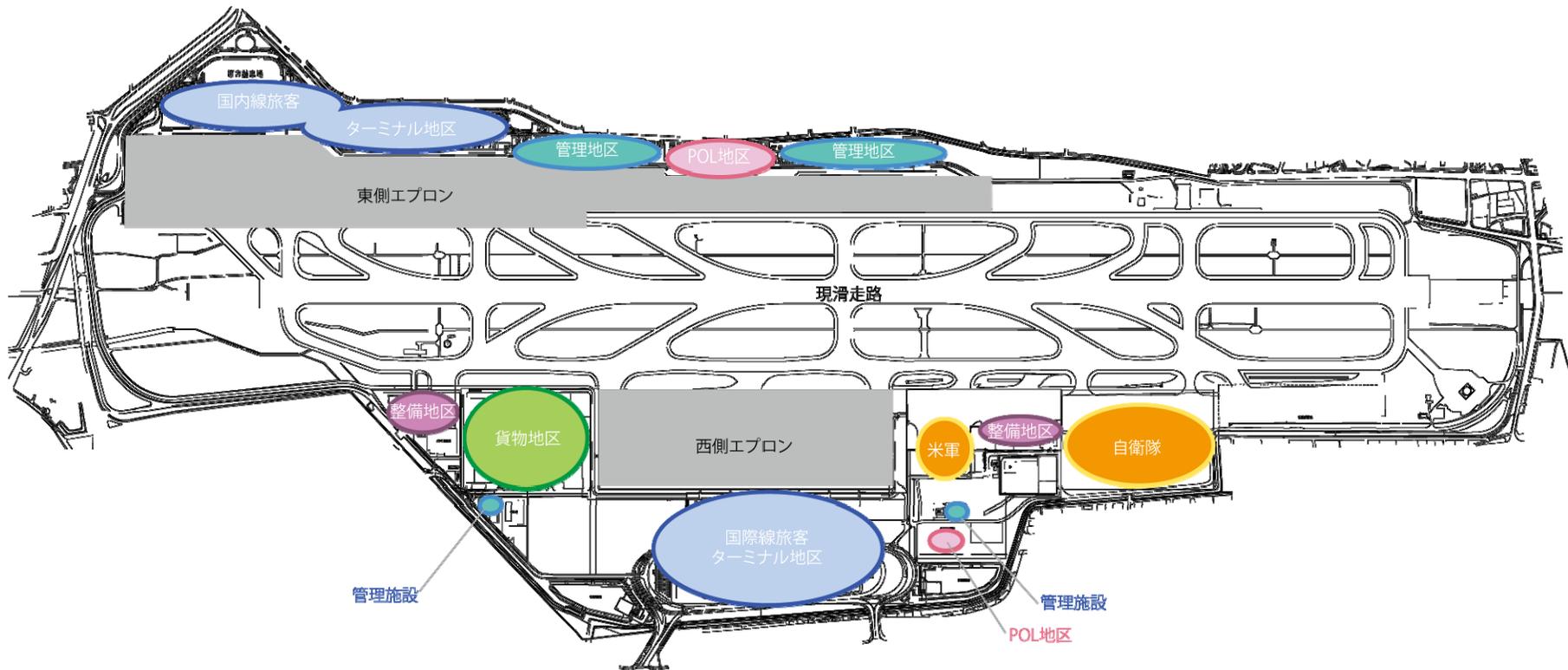
ア) 個々の機能の施設規模は、現在の使われ方、また、将来の使われ方を考慮し、将来需要に対し最小限のものとする。

イ) 各施設の配置に当たっては、他の施設との機能上の関連に留意する。

ウ) 事業費の縮減及び事業実施に当たっての不確実性を極力排除するため、現在の空港用地を最大限活用し、用地買収は最小限とする。

エ) 工期短縮を実現するため、施設の移転は最小限とし、極力仮移転が発生しない施設配置とする。

## 2. 現況ゾーニング



### 3. 抵触物件の把握 (1)

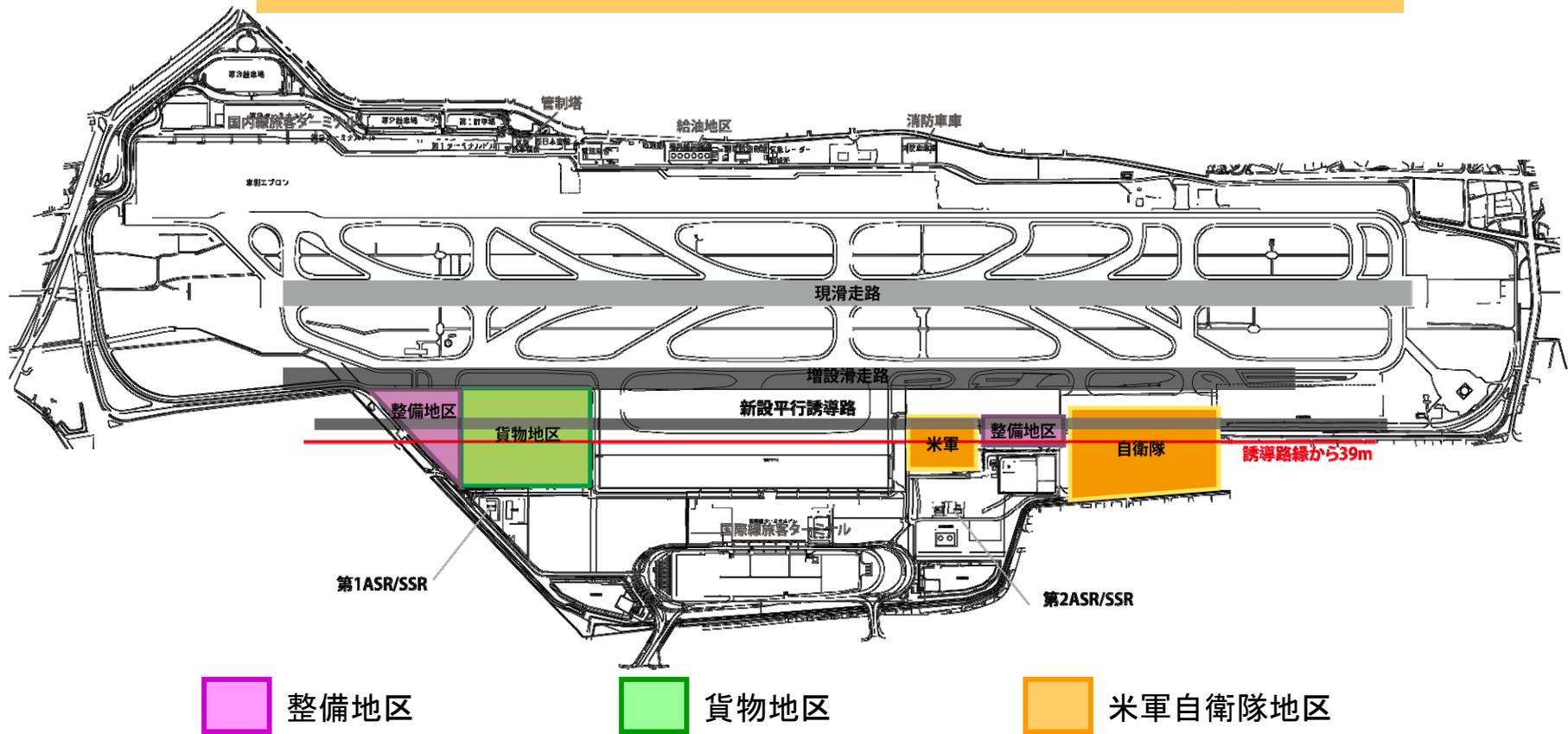
○ 滑走路の増設及びそれに伴う誘導路の新設により、移転の必要性がある施設は、次のとおりである。

移設が必要となる抵触要件

- ① 滑走路の増設に伴い新設される平行誘導路縁と固定障害物との間隔39mに抵触する物件
- ② 増設滑走路の転移表面(着陸帯端から1/7勾配)に抵触する物件



現況施設の第1・第2ASR、整備、貨物、米軍、自衛隊の各施設が抵触する



### 3. 抵触物件の把握 (2)

#### ① 貨物地区 (国際、国内)



#### ② 整備地区 (ANK格納庫)



#### ③ 整備地区 (海保、県警、消防)



#### ④ 第1ASR/SSR



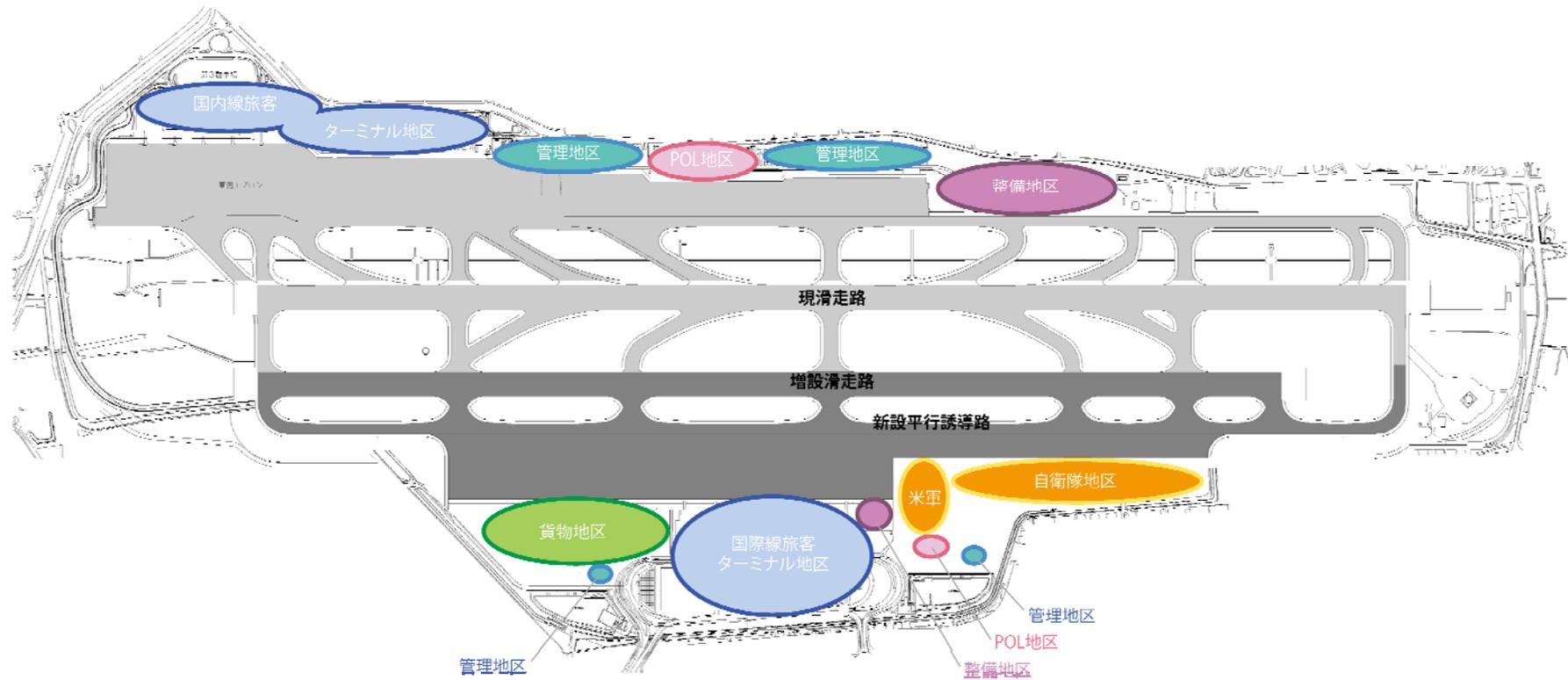
#### ⑤ 自衛隊、米軍地区



## 4. ゾーニング案（1）ゾーニングの考え方

旅客ターミナル地区	国内線旅客ターミナル地区は、将来とも現状エリアで必要な規模を確保することが可能なことから現状のままとした。 国際線旅客ターミナル地区は、増設滑走路・誘導路設置及び設置に伴うクリアランスには抵触しないこと。また、将来とも現状エリアで必要な規模を確保することが可能なことから現状のままとした。
貨物地区	誘導路設置及び設置に伴うクリアランスに抵触することから移設が必要。 移設に際しては、国際線旅客ターミナルビルとの関連や必要な用地規模の関係から、国際線旅客ターミナル地区の北側の隣接する用地に移転する計画とした。
管理地区	第1・2ASRとも、増設滑走路・誘導路設置及び設置に伴うクリアランスに抵触することから移設が必要。 移転に際しては、第1ASRは貨物地区の西側の隣接地へ、第2ASRは西側POL地区の南側に移転する計画とした。 それ以外は、変更なし。
整備地区	海上保安庁、福岡県警航空隊、福岡市消防隊、ANK格納庫及び小型機格納庫は、増設滑走路・誘導路設置及び設置に伴うクリアランスに抵触することから移設が必要。 移転に際しては、ANK格納庫は国際線旅客ターミナルビルの南側の隣接地へ、それ以外の施設については、必要規模等の関係から東側に集約移転する計画とした。
給油地区	増設滑走路・誘導路設置及び設置に伴うクリアランスには抵触しないこと。また、将来とも現状エリアで必要な規模を確保することが可能なことから現状のままとした。
自衛隊、米軍地区	増設滑走路・誘導路設置及び設置に伴うクリアランスに抵触することから移設が必要。 移設に際しては、現在の用地を活用しながら移転する計画とした。

## 4. ゾーニング案（2） ゾーニング図



## 5. 用地拡張規模の検討

増設滑走路等基本施設配置計画およびターミナル施設配置計画の検討結果をもとに、用地拡張規模の検討を行った。この結果、ターミナル施設の整備に伴う用地拡張はなく、下図に示すとおり、現貨物地区北側および自衛隊地区南側において、新設平行誘導路、これに付帯する誘導路帯、場周道路等用地の拡張が生じることとなった。

